

令和3年第3回山北町議会臨時会 （5月12日）

議 長 おはようございます。ただいまから令和3年第3回山北町議会臨時会を開  
会いたします。 （午前9時30分）

また、本日、辻保険健康課長にあつては、入院療養のため欠席の旨、町側  
から申出がありましたので、お知らせをいたします。

それでは、町長の挨拶を求めます。

町長。

町 長 皆さん、おはようございます。本日は、令和3年第3回山北町議会臨時会  
に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たり、一言  
御挨拶を述べさせていただきます。

初めに、5月に入り山々の若葉も次第に濃い緑に染まるとともに、爽やかな  
風が吹き渡り、初夏の訪れを感じさせる季節となってまいりました。本町  
におきましては、今月23日に西丹沢山開きの開催が予定されております。新  
型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模を縮小した形での開催となりま  
すが、これから檜洞丸のシロヤシオツツジが見頃を迎えますので、皆様が安  
全に登山を楽しんでいただけるよう、安全祈願を行ってまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、インドにおいて新たな  
感染者が連日30万人以上確認されており、爆発的な感染拡大が続いておりま  
す。また、通称インド型と呼ばれる非常に感染力や重症化リスクが高い複数  
の特徴的な遺伝子変異を併せ持つ変異ウイルスが発見されるなど、依然とし  
て世界中でウイルスが猛威を振るっております。我が国におきましては、先  
月25日から東京、大阪、兵庫、京都の4都府県を対象に3回目となる緊急事  
態宣言が発出され、今月7日には今月11日までとしていた実施期間を31日ま  
で延長するとともに、感染者数が増加している福岡県と愛知県を新たに実施  
区域として加えました。

このような状況の中、さらなる感染拡大や医療体制の逼迫を防ぐ方法とい  
たしまして、新型コロナワクチンの接種による集団免疫の向上に期待が寄せ  
られるところでございます。本町におけるワクチンの関係につきましては、  
今月6日に65歳以上の高齢者を対象とした集団接種の接種予約を開始いたし

ました。当日は、予約開始から半日ほどで定員に達してしまい、現在はキャンセル待ちの方々を受け付けている状況となっております。

次回の集団接種の予約は、6月15日から受け付けることが本日決定いたしましたので、町民の皆様には広報誌などでお知らせしたいと考えております。

なお、町内の医療機関での個別接種につきましては、今月17日から予約受付が開始される予定となっております。町といたしましても、町民の皆様全員がしっかりと接種できるよう日々全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。また、これからの気候は暖かくなり、マスクの着用が息苦しく感じる季節となっておりますので、町民の皆様には熱中症に注意していただいた上で、引き続き、感染症対策に取り組んでいただきたいと考えております。

さて、令和3年第3回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、令和3年度一般会計の補正予算案件1件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

なお、全員協議会におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業等についてを御説明させていただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。御挨拶といたします。

議長 ただいまから本日の会議を開きます。臨時会の議会運営につきましては、本日午前9時より議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長より審査報告を求めます。

議席番号13番、石田照子議会運営委員長。

13番 石田 皆様、おはようございます。それでは、議会運営委員会の審査報告を申し上げます。

本日9時から役場401会議室において委員6名、議長の出席の下、令和3年第3回山北町議会臨時会についての議会運営委員会を開催し、臨時会の運営について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

提出議案は、お手元に配付されておりますように、補正予算案件1件と、任期満了に伴う各委員の選任について、及び足柄上衛生組合議会議員、足柄西部清掃組合議会議員の選挙についての6件です。

審議方法につきましては、本会議即決とし、会期は本日1日限りとしたし

ました。なお、本会議終了後、全員協議会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の審査報告を終わります。

議長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は委員長報告どおり、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。

会議録署名議員に、議席番号2番、山崎政司議員、議席番号8番、清水明議員の2名を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長 日程第1、議案第34号 令和3年度山北町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第34号 令和3年度山北町一般会計補正予算(第2号)。

令和3年度山北町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万円9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ50億5,357万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月12日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由であります。今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種事業、川村小学校施設維持管理運営事業の同額で、歳入歳出それぞれ242万9,000円を増額補正するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 財務課長。

財務課長 それでは、議案第34号 令和3年度山北町一般会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、第16款国庫支出金及び第17款県支出金を242万9,000円増額補正するものでございます。

歳出につきましては、第4款衛生費から第13款予備費まで歳入と同額を補正するものでございます。

続いて、事項別に御説明を申し上げます。

4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入でございます。第16款国庫支出金、第2項国庫補助金、第8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は122万9,000円の増額でございます。新型コロナウイルスワクチン接種のタクシー利用助成金の補助金でございます。

第17款県支出金、第2項県補助金、第10目市町村自治基盤強化総合補助金は120万円の増額でございます。川村小学校の教室改修工事が補助対象となったことによるものでございます。補助率については3分の1でございます。

続いて、歳出でございます。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費は122万9,000円の増額でございます。新型コロナウイルスワクチン接種のためのタクシー利用の助成金でございます。

第9款教育費、第2項川村小学校費、第1目学校管理費は360万円の増額でございます。放課後児童クラブの利用者の増に対応するため、教室の改修を行うものでございます。第13款予備費については240万円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第34号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13番 石田 13番、石田でございます。

学校教育費の教室改修工事なんですけれども、クラブの人員が増ということで改修という御説明をいただきましたけれども、具体的にはどのような工事になるのか、御説明いただけますでしょうか。

- 議 長 福祉課長。
- 福祉課長 学校の改修となりますが、放課後児童クラブに関する内容ですので、福祉課のほうよりお答えをさせていただきます。今回の改修の内容ですが、現在、放課後児童クラブとして、三つの教室を使用させていただいております。その三つ目の教室が1階の図工室でございますが、この図工室は学校が使わない期間、児童クラブとして使わせていただいているものです。これを通年使えるように現在の図工室を、その上の2階の生活科室、こちらに持っていきまして、2階の生活科室を図工室に改修すると、そして1階の現図工室につきましては、放課後児童クラブの教室として使用するというものでございます。
- 議 長 石田照子議員。
- 13番石田 そうしますと、図工室と生活科室の二つの教室を改修するということよろしいんですか。
- 福祉課長 2階の生活科室は、流し台ですとか、ガス管が通っていますので、その改修工事が主になります。1階の現図工室につきましては、改修工事といいますが、図工用の机を上に乗入すると、その後は、柔らかいマットを敷きますけども、それはこちらのほうで対応できますので、主には、その2階の生活科室の改修工事をするというのが主なものでございます。
- 議 長 ほかに御質疑、よろしいですか。
- 12番富田 12番、富田陽子議員。
- 福祉課長 放課後児童クラブで使うために図工室の改修ということなんですけれども、先月の3月の定例会のときに、どなたかの一般質問の回答で改修工事にかかる費用は約120万円ぐらいのものだというふうに回答されていたんですけど、今回のこの増額というのは、どういったものなんでしょうか。
- 福祉課長 改修工事が二つ大きく分けられます。一つは部屋自体の改修工事、流し台を撤去したりといった工事、あともう一つが生活科室に空調設備がございませんので、その空調設備を併せて、ここで設置するというもので、その空調設備の分が増額になったというものでございます。
- 議 長 ほかにございませんか。
- 質疑が終わりましたので、討論を省略し……。

4番、熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 今の学校改修の件なんです、これはいつ頃の工事を予定しておられるか  
だけお聞きしたいんですが。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 今日の議決後できるだけ早くと考えてございますが、6月の入札になるの  
ではないかと、夏休み前にはできれば終わらせたいというふうと考えてご  
ざいます。

議 長 ほかによろしいですか。

質疑は終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いま  
すが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第34号を採決いたします。議案に賛成者は起立願  
います。

(起立全員)

議 長 起立全員。よって、議案第2号は原案どおり、可決されました。

では、ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は……。失礼しました。  
失礼。

起立全員。よって、議案第34号は原案どおり可決いたしました。訂正いた  
します。

ここで、暫時休憩をいたしたいと思えます。再開は9時55分といたします。

(午前9時45分)

副 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午前9時55分)

ただいま休憩中に府川輝夫議員から議長の辞職願が提出されました。この  
ため、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議はござ  
いませんか。

(「異議なし」の声多数)

副 議 長 御異議ないので、議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、府川輝夫議員の退場を求めます。

辞職願について、事務局長より朗読をさせます。

事務局長。

事務局長 辞職願の朗読をさせていただきます。  
令和3年5月12日。山北町議会副議長、児玉洋一殿。山北町議会議長、府川輝夫。

辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上です。

副議長 府川輝夫議員の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長 御異議ないので、府川輝夫議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

府川輝夫議員の入場を求めます。

ただいま、議長が欠員となりましたので、議長の選挙についてを日程に追加し、選挙したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長 御異議ないので、議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。

ここで、暫時休憩をし、全員協議会に切り替えたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長 御異議ないので、ただいまから401会議室において、全員協議会を開催いたします。401会議室に御移動願います。(午前9時57分)

副議長 大変失礼いたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時05分)

議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。投票の準備を行います。議場の出入口を閉めてください。

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、4番、熊澤友子議員及び、10番、遠藤和秀議員を指名します。投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。（投票用紙配付）

投票用紙を配付いたしました。投票用紙の配付漏れはございませんか。  
配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。（投票箱点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げます  
ので、順番に投票願います。

事務局長 では、議席番号と氏名のほうを読み上げをさせていただきます。

1番、瀬戸恵津子議員。2番、山崎政司議員。3番、和田成功議員。4番、  
熊澤友子議員。5番、鈴木登志子議員。6番、瀬戸顯弘議員。7番、瀬戸伸  
二議員。8番、清水明議員。10番、遠藤和秀議員。11番、堀口恵一議員。12  
番、富田陽子議員。13番、石田照子議員。14番、府川輝夫議員。（投票）

副議長 投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

直ちに開票を行います。4番、熊澤友子議員及び、10番、遠藤和秀議員は  
開票の立会いをお願いいたします。（開票）

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、児玉洋  
一議員7票、清水明議員4票、石田照子議員2票、山崎政司議員1票。選挙  
の法定得票数は4票です。よって、児玉洋一議員が議長に当選をしました。

議場の出入口を開きます。

議長 それでは、ここで、新議長就任に当たり、挨拶をさせていただきます。

改めまして、皆さん、こんにちは。ただいま議長に選出されました児玉洋  
一でございます。就任に当たり、一言、御挨拶を述べさせていただきます。

御承知のとおり、議会では、平成27年から町民参加と情報公開による開か  
れた議会を目指し、議会の見える化、議員の資質向上、議会活動と議員活動  
の活性化の実現に向け、これまで様々な議会改革を進めるとともに、町政運  
営の基本事項を決定する意思決定機関として、町民の福祉向上と活力あるま  
ちづくりを議会運営の活動原則として取り組んでまいりました。将来にわた  
り、持続可能な住みよいまちづくりを進めていくために、こうした基本理念

が変化することはありません。

しかし、昨年から新型コロナウイルスという見えない敵と長きにわたる戦いが始まりました。ここまで多くの企業や町民が影響を受け、町のイベントも中止になり、観光立町でもある山北町も大きな打撃を受けました。

一方、こうした環境下においてもテレワークやサテライトオフィス、2拠点生活など都心からほど近く、神奈川県内という特色を生かした自然豊かな山北町への注目、すなわち新しい生活様式に適した地域としての需要も高まりつつあります。町内外からのニーズをしっかりと把握して魅力あふれるまちづくりを進めていくためには、今こそ議会と行政が二元代表制の両輪となって前に進めていく必要があります。

私は今、議長の役職をいただきました。議会条例の基本理念にのっとり、町民を代表する議事機関の運営に努めるとともに、魅力あふれる元気なまちづくりに尽力する決意を申し上げます。ウィズコロナの時代を共に歩み、この先迎えるアフターコロナの新しい時代が輝かしい山北町となるように、2年間精進させていただきますので、議員の皆様からの御支援と御協力を賜りますとともに、町長はじめ執行者職員の皆様とは、引き続き連携と協力、建設的な議論につきまして、お願いを申し上げて、議長就任に対しての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、ここで府川輝夫議員に議長退任の挨拶をお願いします。

14 番 府 川 改めまして、皆さん、こんにちは。

この2年間、そしてたまたまですけども、3期6年間、議長をやらせていただきまして、その間、議員の皆様には大変御指導、御支援いただきましてありがとうございました。また、町長はじめ執行者の皆さん、課長職の皆さんにおかれましては、いい意味でいろいろと情報交換をさせていただきながら、そして対峙をさせていただきながらしっかりと議会を運営していかなくってはいけないという思いで取り組んでまいりました。

先ほど、新議長、児玉議長が言われましたように、議会改革、開かれた議会、そして町民との対話、そして議会の議員同士でのいろいろな議論、これらによって、町民福祉の向上に一つでもつながるようなことを考えながらやってきましたけれども、それが成果ができたのか、出ないのかは、皆さんで

判断していただければというふうに考えております。

これからは、児玉議長を中心に、我々チーム力、議会力を生かしながら一歩一歩前に進んでいっていただきたいなというふうに感じております。

これから児玉議長の支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。6年間、大変ありがとうございました。

議長 議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更したいと思ひます。議長議席を14番に、府川輝夫議員議席を9番にそれぞれ変更したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議長議席は14番に、府川輝夫議員議席は9番に、それぞれ変更いたします。

ただいま、副議長が欠員となりましたので、副議長選挙についてを日程に追加し、選挙したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、副議長選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。ここで、暫時休憩をし、全員協議会に切り替えたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、ただいまから401会議室において、全員協議会を開催いたします。401会議室へ移動をお願いいたします。

(午前10時24分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午前10時30分)

副議長選挙を行います。選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。お願ひします。

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、4番、熊澤友子議員及び、10番、遠藤和秀議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。念のため申し上げます。投票は単記無記名になります。(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはございませんか。配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。(投票箱点検)

異常なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

事務局長 では、読み上げをさせていただきます。

1番、瀬戸恵津子議員。2番、山崎政司議員。3番、和田成功議員。4番、熊澤友子議員。5番、鈴木登志子議員。6番、瀬戸顯弘議員。7番、瀬戸伸二議員。8番、清水明議員。9番、府川輝夫議員。10番、遠藤和秀議員。11番、堀口恵一議員。12番、富田陽子議員、13番、石田照子議員。14番、児玉洋一議員。(投票)

議長 投票漏れはございませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。直ちに開票を行います。

4番、熊澤友子議員、及び10番、遠藤和秀議員は、開票の立会いをお願いします。(開票)

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、このうち有効投票14票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、清水明議員7票、石田照子議員7票。

選挙の法定得票数は4票です。清水明議員と石田照子議員の得票数はいずれもこれを越えております。

両議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。清水明議員及び石田照子議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

一旦、ここで暫時休憩をさせていただきます。(午前10時42分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午前10時55分)

お待たせをいたしました。

改めまして、報告をいたします。

副議長の投票総数14票、このうち有効投票14票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、清水明議員7票、石田照子議員7票。

選挙の法定得票数は4票です。よって、清水明議員と石田照子議員の得票数はいずれもこれを越えております。

両議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。清水明議員及び石田照子議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によって、くじを引き当選人を決定するためのものです。

それでは、4番、熊澤友子議員及び10番、遠藤和秀議員は、くじの立会いをお願いします。

それでは、清水明議員及び石田照子議員は前のほうへお願いをします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。議席番号の若い8番、清水明議員からくじを引いてください。（くじ引）

くじを引く順序が決定しました。

報告します。まず初めに、13番、石田照子議員。次に、清水明議員となります。

この順序の結果から当選人を決定するくじを行います。赤いテープがついているくじが当選でございます。

石田照子議員、よろしく申し上げます。（くじ引）

清水明議員、申し上げます。（くじ引）

くじの結果を報告します。

くじの結果、石田照子議員が当選人として決定をいたしました。

したがいまして、石田照子議員が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選をされた石田照子議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

副議長に当選された石田照子議員につきましては、就任の御挨拶をお願いいたします。演壇までどうぞ。

副 議 長

ただいま接戦の末、副議長に選任されました石田照子でございます。

私は、2年間、児玉議長をしっかりと裏方としてサポートし、しっかりと支援をしていきたいと思っております。議会は言論の府ですし、いろいろな個性

豊かな、いろいろな考え方をもちた議員の集団でありますので、たまには意見の対立もあろうかと思ひます。しかし、町民の代表であり、町民のための議員であることには変わりはありませんので、ワンチームで、そして相入れないときには、お互い町民の福祉の向上という目標は一緒ですので、力を合わせながら児玉議長を盛り上げ、みんなでさらなる理想的な山北町議会を目指していきたく思ひております。

また、皆様方には、私と共に児玉議長をしっかりサポートしていただき、盛り上げていただくことをお願いし、就任の挨拶とさせていただきます。

議 長 ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。  
(午前11時01分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前11時10分)  
ここで、町長から監査委員についての報告があります。  
町長。

町 長 令和3年5月12日。山北町長、湯川裕司殿。山北町監査委員瀬戸顯弘。  
退職願。  
このたび、一身上の都合により山北町監査委員を退職したいので、地方自治法第198条の規定により承認されるよう願ひます。

議 長 以上、瀬戸顯弘議員からの退職願を受理いたしましたので、報告をさせていただきます。

以上のことでございますので、ここで暫時休憩をして全員協議会を開催いたしたいと思ひます。議員の皆様は401会議室へお集まりください。

なお、理事者側につきましては、13時を再開とさせていただきます。

(午前11時11分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後1時00分)

日程第5、常任委員会委員の選出についてを議題といたします。

山北町議会委員会条例第3条の規定により、各常任委員会の委員の任期が満了となったので、各常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになってはいますが、先例に倣い各議員から希望を取り、それを参考に選考委員に選考委員により各常任委員会に配置するこ

とに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、選考委員の選出についてお諮りいたします。

皆さんの御意見をいただきたいと思いますが、参考に先例についてお話し申し上げますと、委員は、議長、副議長及び議長経験者となっております。選考を議長、副議長及び議長経験者の3名で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、選考委員は、私と副議長の石田照子議員、議長経験者の府川輝夫議員の3名で行いたいと思います。

これにつきましては、これから用紙を配付させていただきますので、希望する委員会に丸印をつけていただきたいと思います。

それでは、事務局より用紙を配付いたします。

配付が終わりましたら、丸印の記入をお願いいたします。

記入は、皆さんそれぞれ終わりましたでしょうか。

それでは、用紙を回収させていただきたいと思いますので、事務局、用紙のほうを回収をお願いします。

ただいま確認をします。

全て回収をいたしました。

なお、選考委員としては、皆さんの希望を最大限に取り入れるつもりではございますが、万が一、御希望に添えない場合もあろうかと思えます。ぜひ、御一任いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、ここで委員会の構成を行いたいと思いますので、暫時休憩をしたいと思います。時間については申し上げられませんので、議員の皆さんにつきましては、控室でお待ちいただくようお願いを申し上げます。

また、始まる前には連絡をしますので、よろしく申し上げます。

なお、理事者側につきましても連絡するまで待機願います。

それまでは、選考議員の各議員は議長室にお集まりいただきたいと思えます。

ここで暫時休憩とします。再開は追って連絡いたします。

(午後 1 時05分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後 1 時22分)  
各常任委員会の委員の選考結果を事務局長に報告させます。  
事務局長。

事務局長 では、報告させていただきます。  
総務環境常任委員会、瀬戸恵津子議員、山崎政司議員、瀬戸顯弘議員、瀬戸伸二議員、遠藤和秀議員、堀口恵一議員、石田照子議員。

福祉教育常任委員会、和田成功議員、熊澤友子議員、鈴木登志子議員、清水明議員、府川輝夫議員、富田陽子議員、児玉洋一議員の以上でございます。

議長 御希望に添えなかった点は御了承をいただき、以上のとおり、常任委員にそれぞれ選任したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、選考どおり、それぞれの常任委員に選任することに決定をいたしました。

それでは、ここで各常任委員会の委員長及び副委員長を互選していただくために、暫時休憩をしたいと思います。次の日程の議会運営委員会委員の選任についても、各常任委員会で選任をお願いしたいと思います。

委員会条例第 3 条の 3 第 2 項で、議会運営委員は 6 名となっています。議会運営委員につきましては、各常任委員会より 3 名ずつ選任していただきますが、副議長の所属する総務環境常任委員会については、副議長を含め 3 名を選任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 それでは、各常任委員会ごとに、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、本委員会の職務は、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により委員長が選出されるまで、年長の委員が行うことになっておりますので、申し添えます。

また、今お願いいたしました議会運営委員の選任につきましては、正式に次の日程で行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、総務環境常任委員会は 402 会議室、福祉教育常任委員会は 403 会議室でお願いいたします。

議長 長 それでは、暫時休憩といたします。 (午後 1 時25分)  
休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後 1 時38分)

各常任委員会の互選の結果を事務局長より報告させます。  
事務局長。

事務局長 それでは、互選の結果を報告させていただきます。  
総務環境常任委員会委員長、山崎政司議員、副委員長、瀬戸信二議員。  
福祉教育常任委員会委員長、和田成功議員、副委員長、富田陽子議員。  
以上でございます。

議長 長 ただいま事務局長が報告いたしましたとおり、各常任委員会の委員長及び副委員長が決まりました。委員長及び副委員長には、各常任委員会の運営をよろしく願います。

日程第 6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

山北町議会委員会条例第 3 条の 3 第 3 項の規定により、議長運営委員会委員の任期満了に伴い同委員会委員の選任を行います。

委員の選任につきましては、委員会条例第 5 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますが、先ほどお願いをいたしましたように、各常任委員会で選任していただいた 3 名ずつの委員を各常任委員長から報告願います。

最初に、総務環境常任委員会、山崎政司委員長、御報告をお願いします。  
自席で結構です。

2 番 山 崎 それでは、総務環境常任委員会のほうからの議会運営委員会委員の発表をさせていただきます。

私、山崎政司、瀬戸恵津子議員、それに副議長であります石田照子議員、以上 3 名です。

議長 長 福祉教育常任委員会、和田成功委員長、報告をお願いいたします。

3 番 和 田 福祉教育常任委員会のほうから報告させていただきます。

私、和田成功、続きまして、府川輝夫議員、富田陽子議員の 3 名です。

議長 長 ただいま各常任委員長より 6 名が報告されましたが、報告どおり、議会運営委員に選任したいと思います、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、報告どおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

なお、従前どおり、議会運営委員会には議長がオブザーバーとして出席をさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議会運営委員会に議長が出席することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をし、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いしたいと思いますので、6名の議会運営委員の方は402会議室にお集まりください。

なお、本委員会の職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員長が選出されるまで年長の委員が行うことになっておりますので、申し添えます。

それでは、暫時休憩といたします。 (午後1時42分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後1時47分)

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、事務局長に報告をさせます。

事務局長。

事 務 局 長 それでは、互選の結果を報告させていただきます。

委員長に瀬戸恵津子議員、副委員長に山崎政司議員。

以上のとおりでございます。

議 長 事務局長の報告どおり、委員長に瀬戸恵津子議員、副委員長に山崎政司議員の2名が決定いたしました。

日程第7、広報広聴委員会委員の選任についてを議題といたします。

山北町広報広聴委員会に関する条例第4条の規定により、広報広聴委員会委員の任期満了に伴い同委員会委員の選任を行います。

なお、広報広聴委員は、広報広聴委員会条例第3条の規定により、議長を除く全議員をもって組織することとなっているため、最初に、広報広聴委員長を互選したいと思います。

また、条例第8条の規定により、広報分科会の委員は、各常任委員から3

名ずつ選任することになっており、広聴分科会委員は、広報分科会に属さない者から6名を選任することになっております。

よって、最初に広報広聴委員長を互選し、併せて各分科会の委員を選任したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、401会議室で最初に委員長の互選を行います。

なお、本委員会の職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員長が選出されるまで年長の委員が行うことになっておりますので、申し添えます。

委員長が互選されましたら常任委員会に切り替え、総務環境常任委員はそのまま401会議室で、福祉教育常任委員は402会議室に移動していただき、各分科会委員の選任をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。(午後1時49分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午後2時08分)

広報広聴委員会委員長の互選結果を事務局長より報告させます。

事務局長。

事務局長 それでは、互選の結果を報告させていただきます。

広報広聴委員会の委員長には、富田陽子議員が互選されました。

以上です。

議長 ただいま事務局長が報告しましたとおり、広報広聴委員会委員長に富田陽子議員が決定いたしました。委員長には、広報広聴委員会の運営をよろしくお願いをいたします。

なお、各分科会についても、各常任委員会ごとに選考していただきましたので、選考結果を各常任委員長より報告願います。

最初に、総務環境常任委員会、山崎政司委員長から御報告をお願いします。

2番山崎 それでは、総務環境常任委員会の広報広聴委員の選出をいたしましたので、報告をしたいと思っております。

広聴委員に、瀬戸恵津子議員、瀬戸伸二議員、遠藤和秀議員、瀬戸顯弘議員の4名を選出しました。

次に、広報分科会のほうですけれども、堀口恵一議員、石田照子議員、そ

れと私、山崎政司、以上3名を選出しました。

以上です。

議 長 次に、福祉教育常任委員長からお願いします。

3 番 和 田 広報分科会委員に、和田成功、清水明議員、府川輝夫議員。

議 長 広聴分科会委員について、熊澤友子議員、鈴木登志子議員を選出しました。

議 長 ただいま各常任委員長から報告がありましたとおり、広報分科会委員に、まずは堀口恵一議員、石田照子議員、山崎政司議員、和田成功議員、清水明議員、府川輝夫議員、以上6名を広報分科会委員に。また、広聴分科会委員として、瀬戸恵津子議員、瀬戸伸二議員、遠藤和秀議員、瀬戸顯弘議員、熊澤友子議員、鈴木登志子議員、以上6名を広聴分科会委員として、選任をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、選考どおり、広報分科会委員及び広聴分科会委員に選任することに決定をいたしました。

分科会委員の選任がされましたので、分科会長、副分科会長の互選をしたいと思います。

なお、広報広聴委員会に関する条例第7条第5項の規定により、分科会長が広報広聴委員会副委員長の職を務めることとなりますので、申し添えます。

広報分科会委員は402会議室、広聴分科会委員は403会議室において、分科会長及び副分科会長の互選をお願いいたします。

なお、本会の職務は、委員会条例第7条の2項の規定により、委員長が選出されるまで年長の委員が行うことになっておりますので、申し添えます。

ここで暫時休憩をいたします。 (午後2時12分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後2時18分)

各分科会の分科会長及び副分科会長が決定いたしましたので、事務局長に報告をさせます。

事務局長。

事 務 局 長 それでは、互選の結果を報告させていただきます。

広報分科会につきましては、分科会長に清水明議員、副分科会長に堀口恵

一議員でございます。

広聴分科会長につきましては、分科会長に瀬戸伸二議員、副分科会長に遠藤和秀議員ということでございます。

以上のとおりです。

議長 ただいまの報告のとおり、広報分科会の分科会長に清水明議員、副分科会長に堀口恵一議員、また、広聴分科会の分科会長に瀬戸伸二議員、副分科会長に遠藤和秀議員の4名が決定をしました。

日程第8、足柄上衛生組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局長より説明をさせます。

事務局長。

事務局長 足柄上衛生組規約第5条第2項で組合組織は各市町の議会において互選した者2名とすることとなっております。また、第6条第1項で任期は各市町の議会議員の任期によるものとなっておりますが、今まで選出されていた議員から辞職願が提出され、受理されておりますので、報告させていただきます。

参考に申し上げますと、今までは議長と福祉教育常任委員長が選出されております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、お諮りいたします。

選任は、指名推選の方法で選挙することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、指名推選の方法で選挙いたします。

よって、議長である児玉洋一と福祉教育常任委員長の和田成功議員の2名を指名いたします。以上の者を当選人と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、足柄上衛生組合議会議員は、議長の児玉洋一と福祉教育常任委員長、和田成功議員の2名を当選人と決定いたしました。

日程第9、足柄西部清掃組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局長より説明をさせます。

事務局長。

事務局長 足柄西部清掃組合同規約第5条第2項で、組合議員は各町の議会議員のうちから3名を選挙するとなっております。また、第6条第1項で任期は各町の議会議員の任期によるものとなっておりますが、今まで選出されていた議員から辞職願が提出され、受理されておりますので、報告させていただきます。

参考までに申し上げますと、今までは、議長、副議長と総務環境常任委員長が選任されております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、お諮りいたします。

選任は、指名推選の方法で選挙することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、指名推選の方法で選挙いたします。

よって、議長の児玉洋一と副議長の石田照子議員、総務環境常任委員長の山崎政司議員の3名を指名いたします。

以上の者を当選人と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、足柄西部清掃組合同議会議員は、議長の児玉洋一と副議長の石田照子議員、総務環境常任委員長の山崎政司議員の3名を当選人と決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。(午後2時23分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午後2時34分)

最後の日程になりますけれども、先ほど町長の報告どおり、議会選出の監査委員が欠員となりましたので、監査委員の選任を日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、日程第10、議案第35号 山北町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、瀬戸顯弘議員の退場を求めます。

それでは、提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第35号 山北町監査委員の選任について。

次の者を議会議員選出による山北町監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和3年5月12日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、瀬戸顯弘。住所、山北町山北2143番地。生年月日、昭和18年2月8日。

任期、令和3年5月12日から令和5年4月30日。

提案理由。議会議員のうちから選任された監査委員瀬戸顯弘氏から退職願が提出され、これを承認したことに伴い、再度、瀬戸顯弘氏を監査委員に選任することについて議会の同意を得たいので、提案するものです。

議長 説明が終わりましたので、議案第35号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第35号を採決いたします。

原案に賛成者は起立を願います。

(全員起立)

議長 起立全員。よって、議案第35号は、原案のどおり同意することに決定いたしました。

瀬戸顯弘議員の入場を求めます。

以上をもって、全日程を終了しましたので、令和3年第3回山北町議会臨時会を閉会いたします。

なお、全員協議会を14時45分から行いますので、401会議室へお集まりください。(午後2時37分)